

「台風による住宅被害を保険で修理」と勧誘 自然災害に便乗した悪質商法に注意！

＜今回の事例＞

「瓦が浮いている。台風被害として保険で工事ができる」という業者が突然勧誘に来た。何度断っても帰らずに話し続け、契約しなければ帰ってもらえないと思い契約してしまったが、解約したい。（70代男性）

【アドバイス】

●自然災害に便乗した悪質業者に注意してください！

台風15号の被災者から「火災保険で自宅を修理できると業者に勧誘された」という相談が各地の消費生活センターに寄せられています。台風や大雨などの自然災害が発生すると、住宅修理の契約トラブルに関する相談が増えます。「保険金を使い、自己負担なしで修理ができる。保険の申請も代行する」と勧誘しますが、実際には「保険の適用外で全額負担となった」「解約しようとする高額なキャンセル料を請求された」というトラブルが発生しています。

●まずは自分自身で保険会社に問い合わせましょう！

勧誘された段階では、修理費について保険金が支払われるか、支払われたとしても保険金額内でおさまるかどうかわかりません。自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社に電話して、支払いの対象になるかどうかを確認しましょう。また住宅修理の契約をする場合は、突然訪ねてきた事業者1社の話だけを聞いて契約するのではなく、複数の事業者から見積もりを取り工事内容や金額をよく確認することが大切です。家族にも相談し、慎重に契約しましょう。

●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談してください。

ニセ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188^{いやや!} (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん

※消費生活センターでは、出前講座（講師の派遣は無料・15名以上から）のご依頼も受けています。さまざまな事例を知って、備えておきましょう。